

議案第40号

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市安岡避難地条例の一部改正について

松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市安岡避難地条例の一部を改正する条例

松山市安岡避難地条例（平成16年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に改める。

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

安岡避難地使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第41号

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市公民館条例等の一部改正について

松山市公民館条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市公民館条例等の一部を改正する条例

(松山市公民館条例の一部改正)

第1条 松山市公民館条例（平成16年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「400円」を「410円」に、「3,520円」を「3,560円」に，

「500円」を「510円」に、「4,560円」を「4,660円」に， 「600

円」を「610円」に，「5,600円」を「5,700円」に，「700円」

を「710円」に，「6,640円」を「6,740円」に改める。

(松山市北条コミュニティセンター条例の一部改正)

第2条 松山市北条コミュニティセンター条例（平成16年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「410円」に，「500円」を「510円」に，「4,560円」を「4,660円」に，「3,520円」を「3,560円」に， 「600円

」を「610円」に，「5,600円」を「5,700円」に改める。

(松山市中島総合文化センター条例の一部改正)

第3条 松山市中島総合文化センター条例（平成16年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「600円」を「610円」に，「650円」を「660円」に，「6,440円」を「6,630円」に，「500円」を「510円」に，「550円」を「560円」に，「5,400円」を「5,560円」に，「2,280円」を「

2, 340円」に、「350円」を「360円」に、「3, 320円」を「3, 410円」に、「1, 760円」を「1, 810円」に改め、同別表第2項の表中「7, 500円」を「7, 720円」に、「12, 500円」を「12, 870円」に、「15, 000円」を「15, 450円」に、「900円」を「920円」に、「1, 500円」を「1, 540円」に、「1, 750円」を「1, 800円」に、「600円」を「610円」に、「1, 000円」を「1, 030円」に、「1, 250円」を「1, 280円」に、「2, 500円」を「2, 570円」に、「2, 750円」を「2, 830円」に改め、同表備考第11項中「第3項」を「第2項、第3項」に改める。

(松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正)

第4条 松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例（昭和56年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「3, 000円」を「3, 090円」に、「1, 000円」を「1, 020円」に、「500円」を「510円」に、「750円」を「770円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松山市公民館条例、第2条の規定による改正後の松山市北条コミュニティセンター条例及び第3条の規定による改正後の松山市中島総合文化センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に使用の許可の申請がされた平成28年7月1日（以下「基準日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前に当該申請がされた施設の使用に係る使用料及び施行日以後に当該申請がされた基準日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の規定は、基準日以後の施設の使用に係る使用料について適用し、基準日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公民館使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第42号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会条例の制定について
松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会条例を次のように定める。

記

松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。次条において「法」という。）第2条第4項に規定する選定事業で、松山市立小中学校の空調設備の整備に係るもの（次条において「事業」という。）を行う事業者の選定に関する事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市に松山市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項（事業に係るものに限る。）について調査審議する。

- (1) 法第5条の規定に基づく実施方針の策定に関する事項
- (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関する事項
- (3) 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 本市の職員
- (3) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 審査会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審査会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

- 2 審査会は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

市立小中学校空調設備整備PFI事業者選定審査会を設置するため、本案を提出する。

議案第43号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市学校設置条例の一部改正について

松山市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市学校設置条例の一部を改正する条例

松山市学校設置条例（昭和39年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2中「余戸東四丁目1番9号」を「保免西四丁目5番23号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(提案理由)

余土中学校を移転するため、本案を提出する。

議案第44号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市教職員の退職管理に関する条例の制定について

松山市教職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

記

松山市教職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、松山市立の学校に勤務する教職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるものほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないようないくつかの事項を規定する。

(松山市教育委員会への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている教職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の

地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、松山市教育委員会に規則で定める事項を届け出なければならない。

（規則への委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条の規定は、この条例の施行後に離職した教職員について適用する。

（提案理由）

地方公務員法等の改正に伴い、教職員の退職管理について必要な事項を定めるため、本案を提出する。

議案第45号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市教育研修センター条例の制定について

松山市教育研修センター条例を次のように定める。

記

松山市教育研修センター条例

(目的及び設置)

第1条 教育に関する研修及び研究を行うことにより、本市における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、松山市教育研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、松山市文京町2番地1に置く。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 教職員（松山市立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に勤務する者に限る。第5号において同じ。）の研修に関する事。
- (2) 教育に関する専門的事項又は技術的事項の調査研究に関する事。
- (3) 教育に関する資料の収集、作成及び活用に関する事。
- (4) 教育の情報化の推進に関する事。
- (5) 教職員が自主的に行う研修、研究その他の教育に関する取組に施設を提供すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第4条 センターに、所長その他の必要な職員を置く。

(施設の使用)

第5条 教育委員会は、第3条の事業を妨げない限度において、教育文化活動を行う団体に、別表に掲げる施設を使用させることができる。

(使用の許可)

第6条 前条の規定により施設を使用しようとする団体は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする団体は、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ教育委員会の登録を受けるものとする。

3 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(使用の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) センターの施設（附属設備を含む。第12条第2号及び第15条において同じ。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けた団体（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 前項の規定による処分により使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秩序維持)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がセンターの管理上支障があると認める者

(目的外使用等の禁止)

第13条 使用者は、施設を許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設の使用を終了し、又は中止したときは、速やかに使用した施設を原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 センターの施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、不可抗力による場合を除き、市にその損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第5条から第15条まで及び第17条の規定は、公布の日

から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

別表（第5条、第8条関係）

1 基本使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修室1	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修室2	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
小研修室3	2,700円	3,600円	3,300円	9,300円
中研修室	5,400円	7,200円	6,600円	18,600円
大講義室	9,900円	13,200円	12,000円	33,900円

2 午前・午後又は午後・夜間と継続して使用する場合の使用料は、それぞれの区分による使用料の額の合計額とする。

3 使用時間の超過に対する使用料の額は、30分（30分に満たないときは、これを30分とする。）ごとに当該区分の1時間当たりの額（午後・夜間の継続使用及び全日の使用に係る超過にあっては、夜間区分の1時間当たりの額）とする。

4 複数の小研修室を一体として使用する場合の使用料の額は、それぞれの使用料の額の合計額とする。

5 冷暖房使用料の額は、使用の許可を受けた施設の基本使用料の額に30パーセントを乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。

（提案理由）

教育研修センターを設置するため、本案を提出する。

議案第46号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市立子規記念博物館条例及び松山市庚申庵史跡庭園条例の一部改正について
松山市立子規記念博物館条例及び松山市庚申庵史跡庭園条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

記

松山市立子規記念博物館条例及び松山市庚申庵史跡庭園条例の一部を改正する条例
(松山市立子規記念博物館条例の一部改正)

第1条 松山市立子規記念博物館条例(昭和55年条例第30号)の一部を次のように改
正する。

別表第2中 「1,500円」 を 「1,540円」 に、「2,500円」
を「2,560円」に、「3,120円」を「3,200円」に、「2,800円」を
「2,880円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「5,620円」を「
5,770円」に、「3,000円」 を 「3,090円」 に、「5,00
0円」を「5,140円」に、「6,250円」を「6,420円」に、「2,000
円」を「2,060円」に、「3,000円
(3,750円)」 を 「3,080円
(3,850円)」 に、「
11,500円」を「11,840円」に、「16,000円」を「16,480円」
に、「20,000円」を「20,600円」に改める。

(松山市庚申庵史跡庭園条例の一部改正)

第2条 松山市庚申庵史跡庭園条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改
正する。

第12条第2項中「、第9条及び別表」を「及び第9条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

使用単位	使用料
------	-----

1 時間	510 円
------	-------

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない時間があるときは、これを 1 時間とする。
- 2 使用料には光熱水費を含むものとし、相当の範囲を超える使用と認められる場合は、委員会が定める実費を別途徴収する。
- 3 使用のための準備及び原状回復の時間は、使用時間に含むものとする。
- 4 施設使用のための機器等の設置、掲示、撤去、維持管理等に要する一切の費用は、使用許可を受けた者の負担とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の公布の際現に第 1 条の規定による改正前の松山市立子規記念博物館条例及び第 2 条の規定による改正前の松山市庚申庵史跡庭園条例の規定に基づく使用の許可の申請がされている平成 28 年 7 月 1 日以後のこれらの条例に規定する施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

子規記念博物館使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第47号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市青少年センター条例の一部改正について

松山市青少年センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市青少年センター条例の一部を改正する条例

松山市青少年センター条例（平成16年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第5項」を「第6項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

会議室等使用料

区分		使用料の額（1時間当たり）
本館	大会議室	380円
	研修室1	230円
	研修室2	230円
	研修室3	270円
	調理実習室	470円
	和室	290円
	大ホール	690円
	小ホール	220円
体育室		570円
体育館		1,150円

備考

- 1 会議室等の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復の時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 本館の冷暖房期間中の1時間当たりの使用料の額は、この表に規定する金額に1.3を乗じて得た額とする。

- 4 体育室又は体育館の半面を利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、この表に規定する金額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 午前9時から午後9時30分まで利用する場合の使用料の額は、1時間当たりの使用料の額に12.5を乗じて得た額とする。
- 6 教育委員会の許可を受けて、午前9時から午後9時30分まで以外の時間帯において利用する場合の1時間当たりの使用料の額は、当該施設の1時間当たりの使用料の額とする。
- 7 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

青少年センター使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市火災予防条例の一部改正について

松山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市火災予防条例の一部を改正する条例

松山市火災予防条例（昭和37年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「ドロップイン式こんろ及びキャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に、「及び卓上型グリル付こんろ」を「・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表電気こんろの部を次のように改める。

電 氣 調 理 用 機 器	不燃以 外	電氣こ んろ、 電氣レ ンジ、 電磁誘 導加熱 式調理 器（こ んろ形 態のも のに限 る。）	こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	4. 8 kw以 下（1口当 たり2 kwを 超え3 kw以 下）	100	2	2	2
					—	20	—	20
					(注8)			(注8)
					—	10	—	10
					(注9)			(注9)
				4. 8 kw以 下（1口当 たり1 kwを 超え2 kw以 下）	100	2	2	2
					—	15	—	15
					(注8)			(注8)
					—	10	—	10
					(注9)			(注9)
				4. 8 kw以 下（1口当 たり1 kw以 下）	100	2	2	2
					—	10	—	10
					(注8)			(注8)
					(注9)			(注9)
				こんろ部 分の全部 が電磁誘 導加熱式 調理器の もの	5. 8 kw以 下（1口当 たり3. 3 k w以下）	100	2	2
					—	10	—	10
					(注9)			(注9)

			4. 8 kw以 下 (1口当 たり 3 kw以 下)	8 0	0	—	0
				—	0	—	0
					(注 8)		(注 8)
					(注 9)		(注 9)
			5. 8 kw以 下 (1口当 たり 3. 3 k w以下)	8 0	0	—	0
				—	0	—	0
					(注 9)		(注 9)

別表第3 電気レンジの部及び電磁誘導加熱式調理器の部を削り、同表注8中「離隔距離（」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表注9中「電気レンジで」を「機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（」に、「の本体上方の側方又は後方の距離（」を「における」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、電気調理用機器の離隔距離等を定めるため、本案を提出する。

議案第49号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市計量検査所条例の一部改正について

松山市計量検査所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市計量検査所条例の一部を改正する条例

松山市計量検査所条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

議案第50号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市消費生活センター条例の制定について

松山市消費生活センター条例を次のように定める。

記

松山市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、松山市消費生活センター（以下「センター」という。）の設置並びに組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
松山市消費生活センター	松山市二番町四丁目7番地2

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 消費生活に係る啓発に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(所長及び職員)

第4条 センターに、センターの事務を掌理する所長その他のセンターの事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに、消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（

平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。

)をいう。次条において同じ。)を置く。

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項を定めるため、本案を提出する。

議案第51号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市国民健康保険条例の一部改正について

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松山市国民健康保険条例（昭和35年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第15条の15中「17万円」を「19万円」に改める。

附則第12項中「平成27年度分」を「平成28年度分」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の松山市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を引き上げるとともに、低所得世帯に対する軽減措置を継続するため、本案を提出する。

議案第52号

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例を次のように定める。

記

松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(類型)

第3条 認定こども園は、次の各号に掲げる類型に応じ、当該各号に定める要件に該当する施設でなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設であること。

ア 幼稚園教育要領（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領をいう。第8条第1項において同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保

育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(1) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子ども（本市における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適當と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所であること。

(3) 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設であること。

(職員の配置)

第4条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならぬ。ただし、常時2人を下回ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（次条第4項において「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（次条第3項において「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの教育

及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。次項及び第4項において同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができます。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができます。

5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

（連携施設における建物等の配置）

第6条 連携施設については、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件の全てを満たすときは、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

（園舎等）

第7条 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第3項において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、

同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。第3項及び第4項において同じ。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第3項本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、第3項本文及び第8項）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 2 認定こども園には、保育室又は遊戲室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 3 前項の保育室又は遊戲室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第1項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 4 第2項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準の全てを満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第1号に掲げる基準を満たすときは、第2号に掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第2号に掲げる基準を満たすときは、第1号に掲げる基準を満たすことを要しない。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 5 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件の全てを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができ

る。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

6 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができるものとし、当該認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、食事を提供するための適切な管理体制が確保されていること。
- (2) 認定こども園又は他の施設、保健所、市等に配置されている栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること。
- (3) 認定こども園外で調理し、及び搬入する者は、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること。

7 園内で調理する方法により子どもに対する食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、食事を提供する子どもの数が20人に満たないときは、第2項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該方法により食事の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。

8 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第2項に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものとし、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園の教育及び保育の内容に関する要件は、規則で定める。

（保育者の資質向上等）

第9条 認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

（子育て支援事業）

第10条 認定こども園は、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、子育て支援事業の実施に当たっては、規則で定める事項に留意しなければならない。

（管理運営等）

第11条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置き、当該長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

2 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

3 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。

4 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

5 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、認定こども園

は、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

- 6 認定こども園は、耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制を整備しなければならない。
- 7 認定こども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて補償の体制を整備しなければならない。
- 8 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。
- 9 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

(認定こども園の認定の辞退及び休止)

第12条 認定こども園の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、認定こども園において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第43号）附則第2項の規定の適用を受けている認定こども園の職員の配置については、平成32年3月31日までの間は、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(提案理由)

愛媛県からの権限移譲に伴い、幼稚園型認定こども園等の要件を定めるため、本案を提出する。

議案第 53 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市斎場条例の一部改正について

松山市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市斎場条例の一部を改正する条例

松山市斎場条例（昭和 51 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表睦月火葬場の項及び野忽那火葬場の項を削る。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

睦月火葬場及び野忽那火葬場を廃止するため、本案を提出する。

議案第54号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号イ中「450円」を「510円」に、「150円」を「170円」に改め、同項第2号中「150円」を「170円」に改める。

付 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(提案理由)

一般廃棄物処理手数料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 55 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野志克仁

松山市都市公園条例の一部改正について

松山市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市都市公園条例の一部を改正する条例

松山市都市公園条例（昭和 37 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 （第 14 条関係）

公園施設を設ける許可を受けた場合	1 平方メートル 1 月につき 100 円
公園施設を管理する許可を受けた場合	1 平方メートル 1 月につき 610 円

別表第 3 （第 14 条関係）

法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者	仮設の駐車場に係る占用	100 平方メートル 1 月につき 510 円
	その他法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に係る占用	100 平方メートル 1 月につき 510 円
第 4 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた者	業として行う写真の撮影	常時 1 月につき 1,030 円
		臨時 1 月につき 100 円
	業として行う映画の撮影	1 時間につき 1,540 円
	その他第 4 条第 1 項又は第 2 項の許可に係る行為	100 平方メートル 1 月につき 510 円

付 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

都市公園使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第56号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

松山市建築審査会条例の一部改正について

松山市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市建築審査会条例の一部を改正する条例

松山市建築審査会条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年6月26日公布分）による建築基準法の改正に伴い、建築審査会委員の任期を定めるため、本案を提出する。

議案第 57 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山城二之丸史跡庭園条例の一部改正について

松山城二之丸史跡庭園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山城二之丸史跡庭園条例の一部を改正する条例

松山城二之丸史跡庭園条例（平成 3 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「100 円」を「200 円」に、「50 円」を「100 円」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(提案理由)

松山城二之丸史跡庭園入園料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第 58 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市漁港管理条例の一部改正について

松山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市漁港管理条例の一部を改正する条例

松山市漁港管理条例（昭和 41 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中「33, 600 円」を「34, 300 円」に改め、同別表第 3 項の表中「54. 9 円」を「56 円」に、「43. 8 円」を「44. 7 円」に、「38. 4 円」を「39. 2 円」に、「10. 9 円」を「11. 1 円」に改め、同別表第 5 項の表中「549. 1 円」を「562. 8 円」に、「1, 098. 4 円」を「1, 125. 8 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の松山市漁港管理条例の規定に基づく使用の許可の申請がされている平成 28 年 7 月 1 日以後の漁港施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

漁港施設使用料の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第59号

平成28年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市海の駅条例等の一部改正について

松山市海の駅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市海の駅条例等の一部を改正する条例

(松山市海の駅条例の一部改正)

第1条 松山市海の駅条例（平成16年条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「410円」に、「3,520円」を「3,560円」に、「
500円」を「510円」に、「4,560円」を「4,660円」に、

60

「
0円 5,600円」を「610円 5,700円」に改める。

(松山市栗井農村環境改善センター条例の一部改正)

第2条 松山市栗井農村環境改善センター条例（平成16年条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表中「600円」を「610円」に、「700円」を「710円」に、「6,640円」を「6,740円」に、「400円」を「410円」に、「3,520円」を「3,560円」に、「500円」を「510円」に、「4,560円」を「4,660円」に改める。

(松山市長師農村開発研修集会センター条例の一部改正)

第3条 松山市長師農村開発研修集会センター条例（平成16年条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「500円」を「510円」に、「600円 5,600円」

「
610円 5,700円」に、「400円」を「410円」に、「4,560円」を「4,660円」に、「3,520円」を「3,560円」に改める。

(松山市難波地域活性化センター条例の一部改正)

第4条 松山市難波地域活性化センター条例（平成16年条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「

600円	5, 600円
------	---------

」を

「

610円	5, 700円
------	---------

」に、「400円」を「410円」に、「3, 52

0円」を「3, 560円」に、「4, 560円」を「4, 660円」に改める。

(松山市地域・集落総合施設条例の一部改正)

第5条 松山市地域・集落総合施設条例（平成16年条例第98号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「500円」を「510円」に、「

600円	5, 600円
------	---------

」

「

610円	5, 700円
------	---------

」に、「400円」を「410円」に、「4, 5

60円」を「4, 660円」に、「3, 520円」を「3, 560円」に改め、同別表第2項の表中「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「4, 560円」を「4, 660円」に、「3, 520円」を「3, 560円」に改め、同別

表第3項の表中「500円」を「510円」に、「

600円	5, 600円
------	---------

」を

「

610円	5, 700円
------	---------

」に、「400円」を「410円」に、「3, 520円」を「3, 560円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の際現に第1条の規定による改正前の松山市海の駅条例、第2条の規定による改正前の松山市粟井農村環境改善センター条例、第3条の規定による改正前の松山市長師農村開発研修集会センター条例、第4条の規定による改正前の松山市難波地

域活性化センター条例及び第5条の規定による改正前の松山市地域・集落総合施設条例の規定に基づく使用の許可の申請がされている平成28年7月1日以後のこれらの条例に規定する施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

海の駅使用料等の適正化を図るため、本案を提出する。

議案第60号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

記

1. 契約名 平成28年度包括外部監査契約
2. 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
3. 契約の始期 平成28年4月1日
4. 契約の金額 11,312,000円を上限とする額
5. 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、費用の一部を前金払できるものとする。
6. 契約の相手方 住所 松山市余戸東五丁目
氏名 松友 映明
資格 公認会計士

(提案理由)

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、包括外部監査契約を締結するため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(包括外部監査契約の締結)

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体(以下「包括外部監査対象団体」という。)の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

地方自治法施行令（抄）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第 61 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度・中島地域）の策定について

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、松山市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度・中島地域）を別冊のとおり策定する。

記

松山市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度・中島地域）
別冊のとおり

（提案理由）

松山市過疎地域自立促進計画（平成 22 年度～平成 27 年度・中島地域）の計画期間経過に伴い、新たに松山市過疎地域自立促進計画を策定するため、本案を提出する。

（参考照）

過疎地域自立促進特別措置法（抄）

（過疎地域自立促進市町村計画）

第 6 条 過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）を定めることができる。

議案第 62 号

平成 28 年 2 月 19 日提出

松山市長 野志克仁

松山市北条児童センターに係る指定管理者の指定について

松山市北条児童センターに係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

記

1 施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
松山市北条児童センター	松山市河野別府 937 番地

2 指定管理者の名称 松山市若草町 8 番地 3

社会福祉法人 松山市社会福祉事業団

理事長 野志 克仁

3 指定の期間 平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

松山市北条児童センターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づく議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第63号

平成28年2月19日提出

松山市長 野志克仁

工事請負契約の締結について

(坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工事名 坊っちゃんスタジアム内野下段観覧席改修工事

2. 施工場所 松山市市坪西町625番地1

3. 内容 既存観覧席撤去 10,197席

1塁・3塁内野席新設 7,494席

バックネット裏観覧席新設 2,442席

バックネット裏観覧席新設2 221席

桟敷席新設 2セット

4. 請負人 松山市古川南1丁目22番18号

株式会社 有光組

代表取締役 有光 智幸

5. 請負金額 2億8,868万1,840円

6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

円以上の工事又は製造の請負とする。